



- 【箴言】
- IAEA 安全要件 5 日く、事故の第一義的責任は事業者にあり、と。
 - 同要件 21 日く、規制機関は事業者と連携を図らなければならない、と。

原子力規制委員会設置法は改正されるべき

1. はじめに

原子炉等規制法に基づく安全審査は、原子炉等規制法と新規制基準を基に事業者の申請を基に、事業者たる資格（技術的能力、経理的基礎等を含む）審査が行われる。

福島第一原子力発電所事故後、独立性の高い国家行政組織法の第 3 条委員会として、平成 23 年 9 月に「原子力規制委員会」が発足した。ホームページ

(<https://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/idea.html>) には組織の理念として、以下が述べられている。

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。原子力にかかわる者はすべからず高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

組織理念は良いのだが、果たして真の安全文化を確立すべく設置されたことを忘れてはいないか。また、高い倫理観を持ち世界最高の安全水準を目指した組織になっているか、いささか疑問を呈する組織であり、独善的組織になってしまっていることに気づいていない。

原子力の安全審査は、本来、アメリカ原子力規制委員会（NRC）のように、許認可の暴走を防止するため、審査機関、諮問機関、裁定（NRC）を行う組織が独立して設置され、それぞれの役割を果たすべきである。しかし、日本の原子力行政は、この審査を行う原子力規制庁と裁定をする原子力規制委員会が一体となり、諮問機関（審査会、審議会等）はあるが有効に活用されておらず、実質的に排除された状態である。また、事業者に求めている品質保証活動、改善活動は、自らは行っていない。つまり、PDCA を廻した改善活動は行われておらず、安全文化の醸成を謳っているが、外部とのコミュニケーションすら一方的であり、事業者へ耳を傾ける姿勢は全く見られない。

このように、委員長を頂点とする閉じた系のピラミッドにて安全規制を行っている原子力規制委員会は、公平性を保ち、国民の公僕であり、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならない。原子力規制委員会は早急に組織改革を行うべきである。

以下に、改善の具体的内容を示した。

2. 原子力規制委員会と審査の独立性を持った組織への改革

権力の集中を避けるとともに、審査の公平さを期すため、審査側と委員会は独立して審査を行わなければならないが、今の規制委員会は規制庁と一体となり、外部の有識者を締め出し、原則公開といいな

がら、規制側と委員会が予め決めたストーリーに則り、演劇をしているに過ぎない。従って中立で公平な審査は行われていない。

新規制基準は、原子力工学、安全工学、保全工学、地質学、地震学等、広範囲に亘る技術の集約であるから、これに基づく安全審査は、規制庁、委員会の能力を超えている。従って、原子力規制庁が安全審査を進めるためには、外部有識者の知見が必要なはずであるが、専門家の意見を伺う委員会が存在しない。また、規制委員会には、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会、国立研究開発法人審議会、それぞれ2つの審査会、審議会を有しているが委員会が諮問しない限り、この審議会は開催されない。HPに会議開催案内のページ (<https://www.nsr.go.jp/index.html>) があるが、原子炉安全専門審査会等の審査会は開催されていないため、クリックしても議事録等は出てこない。つまり、外部の専門家をシャットアウトし「原子力規制委員会」という閉じた系のなかで安全審査が行われているという実態である。

現状はこのように、外部有識者等に意見を諮問することもなく、独善的な組織の運営が行われ、公明正大に安全審査が行われているとは言い難く、早急な組織改革が必要である。

なお、原子力規制委員会は毎週行われているため、規制庁は毎週の報告に時間が割かれ、専門家の意見を聞くどころか、委員会委員の意見を反映した報告書の作成に追われている。つまり、委員会のための規制庁であり、事業者へ耳を傾ける体制にはなっていない。

3. 外部有識者の活用

2.で述べたとおり、新規制基準に基づく安全審査は、原子力工学、安全工学、保全工学、地質学、地震学等、広範囲に亘る技術の集約であるから、規制庁の審査官の技術的能力を超えている。審査に必要な専門分野の分類を行い、それぞれの専門部会を設置し、外部有識者の意見に耳を傾けるべきである。また原子力規制委員会は、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会、国立研究開発法人審議会を有している。規制庁の審査結果を一次審査と捉え、必要な場合には、これらの審査会に諮問し、審議を経て事業者へ許可を与えるべきである。なお、規制庁の専門部会、規制委員会における審査会等には、事業者が意見を述べる機会を与えるべきである。

4. 委員会開催頻度の是正

原子力規制委員会のHPには、毎回行われる規制委員会の議事録等が掲載されているが、議事録は規制側の一方的な意見を反映したものである。また、この委員会は毎週開催されていることから、規制庁は委員会に付度した形式的な委員会となっている。このような閉じた系における委員会の開催は自己満足でしかなく、既成事実を積み上げる温床になっている。

2.及び3.で述べた改善を行うのであれば、このような頻度での開催はできないはずである。規制庁の安全審査を一次審査として結果を規制委員会に答申し、必要であれば審査会等で二次審査の審議をすれば良い。このような体制にすることで合理的な委員会運営ができるはずである。

5. 規制委員会設置法改正の必要性

現在の安全審査は極端に遅れており、その影響は深刻である。事業者に無理難題を押しつけているのに等しく、その結果、わが国の原子力産業は瀕死の状況にあり、原子力国際市場からも締め出されているに等しい。この事態の責任は原子力規制委員会にある。この事態は、規制委員会は反省すべきであるという結果を余儀なくされている。また、このような審査の遅れを解消する方策の提案は、たびたびなされているが、規制委員会は馬耳東風であったし、これからもそうであろう。規制委員会はゼロ原子力を実現するために存在するのではないことを肝に銘じるべきである。国民の声を反映して抜本的改善がなされる必要がある。

以上、組織改革、外部有識者の活用、審査の迅速性等について述べたが、現状を大幅に改善するには「原子力規制委員会設置法」の改正に踏み切らざるを得ない。どのような組織においても外部監査を受けることは常識であり、規制委員会だけが例外である必要はないので、設置法には外部監査についてもしっかり規定すべきである。